

（第26号議案）

中野区介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて行われた低所得者の保険料の軽減強化について、令和2年度においては保険料の軽減を通年化するため、第1段階から第3段階までの保険料料率及び保険料額を改める必要がある。

2 改正内容

第15条第3項中「令和元年度」を「令和2年度」に改める。

3 資料

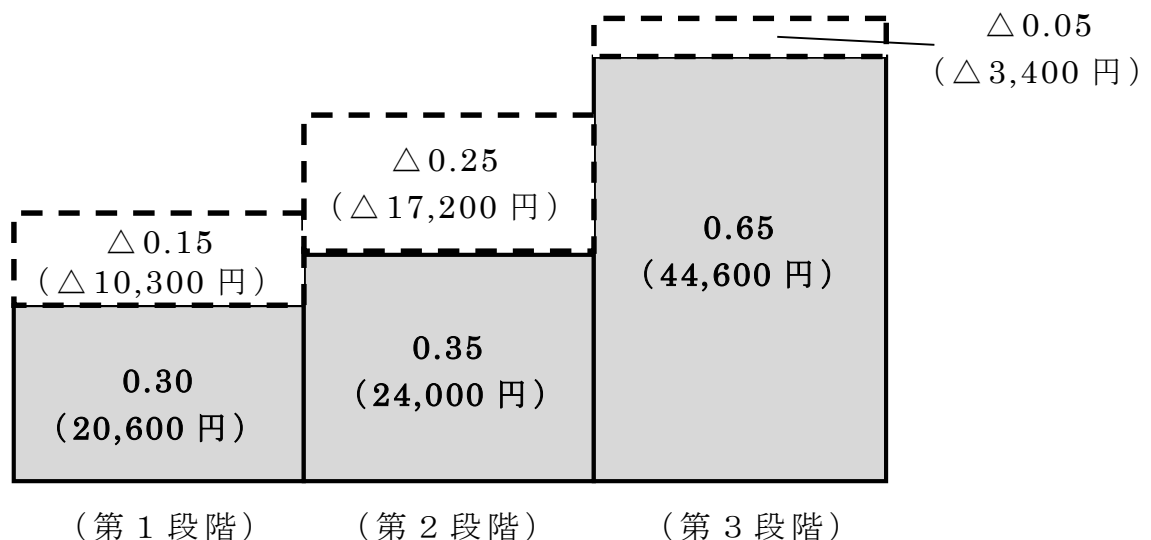
条例新旧対照表 別紙

4 実施時期

令和2年4月1日から施行する。

5 その他

上記2について、規則で定める軽減率及び保険料額は政令に定める率の範囲内で定める。ただし、政令の公布は平成31年度末になることが見込まれ、現時点での軽減強化の内容は事務連絡等により以下のとおりとなる。



## 中野区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>令和2年度</u>における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の45を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は30,900円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表2の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の60を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は41,200円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表3の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の70を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は48,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>第16条～第25条 (略)</p> <p>第7章の2～第9章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第15条第3項の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>令和元年度</u>における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の45を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は30,900円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表2の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の60を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は41,200円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表3の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の70を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は48,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>第16条～第25条 (略)</p> <p>第7章の2～第9章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>